

## 清末上海における日本製紙幣の導入

著者	何 娟娟			
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian			
	cultural interaction studies			
巻	11			
ページ	521-533			
発行年	2018-03-31			
その他のタイトル	Shanghai introduced paper currency made in			
	Japan during Late Qing Dynasty			
URL	http://hdl.handle.net/10112/13226			

### 清末上海における日本製紙幣の導入

#### 何 娟 娟

# Shanghai introduced paper currency made in Japan during Late Qing Dynasty

#### HE Juanjuan

The Sin Chun Bank of China as first private bank in Shanghai,was founded in Shanghai in 1906. It was initially named as the Sin Chun Savings Bank of China and changed into the Sin Chun Commercial and Savings Bank of China when it operated the commercial bank business afterwards. SCBC is not only a joint-equity bank with remarkable performance but also one of the banks empowered with banknotes issuing right. In the short span of 8-year operation, SCBS had issued the first version as 1907 silver dollar banknote, the second version as 1908 silver dollar banknote, the third version as 1908 silver banknote and the fourth version as 1912 silver dollar banknote. Among which, the first version was printed by Dai Nippon Printing. The paper analyzes and researches on how SCBC introduced the DNP made banknote based on the collected historic profiles.

キーワード: 清末 上海 信成銀行 日本印刷局 日本製紙幣

#### 一、はじめに

アヘン戦争以降、最初に中国で設立された外資系銀行は、イギリスの東方銀行であり、同銀行は1845年に香港、広州で支部を1847年に上海において支店を置いた。香港上海銀行(匯豊銀行)は、1865年に香港と上海とで同時に開業し、1866年に香港で登記し本店を設置した。19世紀60年代までに、中国において開業した外資系銀行は東方銀行、匯隆銀行、呵加刺銀行、有利銀行、麦加利銀行、法蘭西銀行、匯登銀行、阿加剌銀行、有利銀行、麦加利銀行、法蘭西銀行、匯費銀行などであり、法蘭西銀行以外は全てイギリスの銀行であった。1)

1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出歩調を速め、イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破った。この時期に続々と中国で設立された外資系銀行はドイツ銀行、徳豊銀行、徳華銀行、横浜正金銀行、恵通銀行、中華匯理銀行、東方匯理銀行、華俄道勝銀行、花旗銀行、台湾銀行、華比銀行、荷蘭銀行、朝鮮銀行などである。外資銀行と外国金融資本の侵略は客観的に中国銀行業

<sup>1)</sup> 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政経済出版社、2009年、21頁。

の出現に刺激を与え、国内で銀行を創業する聲があがった。清政府は不平等条約により、巨額の負債を 抱え、財政困難となり、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。同時に、中国の 伝統な経済機構は崩れ、民族工業と商業の発展も新しい有利な融資ルートが必要となったが、外資銀行 に依頼することは困難であり、伝統的な金融業が新式産業と民族資本主義からの支持は停滞して後れを 取り、民族金融業の発展を促進し、根本的に新式銀行の誕生を促進した。1894年前後に、民族産業を振 興するため、一部分の政府役人、知識人は本國の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の 創設を発議した。洋務派は洋務企業の資金問題を解決するため、積極的に新式銀行の設置を提案した。<sup>2)</sup> 光緒22年(1896年)に鉄道本社事務を監督する大臣兼太常寺少卿盛宣懐は、清朝廷に「英、法、徳、 俄、日本之銀行、乃推行来華、攘我大利」3)と、外資系銀行は中国の利益を奪い取り、「商務枢机所系、現 今挙弁鉄路、造端宏大、非急設中国銀行、無以通華商之気脈、杜洋商之挟持」4)と、銀行を設立する必要 があると上奏した。清中央政府はその上奏された内容に同意し、光緒23年4月26日(1897年5月27日) に中国の通商銀行は正式的に成立された。同銀行は上海に本店を置き、華商から株500万銀両を募集し、 業務内容は預金と貸付の経営、銀元券と銀両券の発行で、内部管理を全部匯豊銀行の制度に倣い、株主 全員が華人であり、イギリス人美徳輪(A. M. Mailtland)を業務営業マネージャーに雇い、本店、北京 及び大きい貿易港に業務営業マネージャーとして必ず欧米人を雇用した。その他の各地の港及び各省の 支店は華人をマネージャーとした。中国通商銀行は中国の第一の商業銀行であり、中国銀行業の誕生を 表示している。5)

光緒31年(1905年)に戸部は、中央政府の許可を受け、北京で官民による共同経営する戸部銀行(光緒34年に大清銀行と改称)を創設したが、その戸部銀行は一般的銀行業務を経営する外に、清政府から貨幣鋳造、国庫代理、紙幣発行及び公債経営の特権を与えられ、全国各地に支部を30箇所ほど設立した。光緒34年(1908年)に清政府の郵伝部は一部分資金を拠出し、投資を募って、北京で交通銀行を成立した。主に汽船、鉄道、電報及び郵便系統に所属している企業の預金、貸付や為替などの業務であり、それ以外には一般商業銀行の業務と銀行兌換券の発行も行った。20世紀の初頭において私人資本銀行も出現した。光緒32年から光緒34年までの間に、民族資本による信成商業貯蓄銀行、信義銀行、浙江興業銀行、四明商業貯蓄銀行などの銀行が相次いで開設された。60そのため、中国で銀行の数が急増し、経済体制も益々完備し、1897年から1911年までの間に、華資銀行は合計30行が設立された。70

光緒32年(1906年)に信成銀行は上海で設立された最初の純粋な民営銀行である。初は信成貯蓄銀行と呼ばれ、商業銀行の業務が増えたことから、信成商業貯蓄銀行と改称された。これは経営が優れていた株式会社式の銀行であり、清末に紙幣の発行権を持った少数銀行の一つである。その8年間の経営期間中に、続々と第一版の光緒三十三年(1907年)銀元票、第二版の光緒三十四年(1908年)銀元票、第

<sup>2)</sup> 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政経済出版社、2009年、22頁。

<sup>3)</sup> 汪敬虞、『外国資本在近代中国的金融活動』、人民出版社、1999年、

<sup>4)</sup> 劉志英、『近代上海華商証券市場研究』、学林出版社、2004年、

<sup>5)</sup> 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政経済出版社、2009年、23頁。

<sup>6)</sup> 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政経済出版社、2009年、16頁。

<sup>7)</sup> 巫雲仙、「論匯豊銀行与近代中国金融制度的変革」、『南開経済券研究』、2005年、第2期。

三版の光緒三十四年(1908年)銀両票を発行した。<sup>8)</sup> その第一版は日本の印刷局により印刷制作されたものであった。<sup>9)</sup>

そこで本論文において、上海信成銀行が日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の印刷制作を依頼したことについて明らかにしたい。

#### 二、上海信成銀行における日本製紙幣を導入した背景

1842年にアヘン戦争により清政府が敗北し、江寧(南京)で"中英南京条約"が結ばれ、1843年11月に上海は条約により貿易港として対外的に開放された。列強諸国は経済収奪を強化する一環として、次々に上海で銀行を開設した。1847年にイギリスの東方銀行が開設された後、麦加利銀行と匯豊銀行、ドイツの徳華銀行、日本の横浜正金銀行、ロシアの華俄道勝銀行、フランスの東方匯理銀行、アメリカの花旗銀行、ベルギーの華比銀行、オランダの格蘭銀行などが、上海に本店、支店、支部などを設置した。外国商人による銀行の開設を通じ、中国の政治と経済の方面及び工商金融活動から搾取した権利と利潤は当時中国の見識のある人に"振興実業、首重金融"と感じさせた。他方、上海では中国人により開設された華資銀行が出現した。100

1905年に無錫出身で実業家兼清政府の商務部三等顧問周廷弼は、商務部に「経商滬埠三十余年、深知商業衰旺之源、毎視銀行之挹注以準。滬上銀行林立、其大宗款項存儲固便、而各工人之積有工資、少本経済者毎以未能普及利益為憾。現在滬埠各場工人以及推車扛貨食力之夫不下数十万、人日獲之資所積雖微、存儲無地、不免易于耗散。」11)と報告した。上海において各種の商業銀行があるけれども、民衆の給料を貯蓄するための銀行がない。周は自身が上海で三十余年間の経験により、貯蓄銀行の開設が必要になると考えた。これまでの中国では旧式銀行はすべて商業銀行であり、周が提案した貯蓄銀行はこれまでなかったのである。同時に、その場所を選び、銀行の建物を建築し、株を募集し、積極的に銀行の開設を準備している。しかも、周は日本の長崎、神戸、大阪など日本の各銀行の章程、経営管理方式及び貯蓄銀行の数量を考察し、豊富な銀行学の知識を持っている日本人に教えを請った。また清政府の商務部に「為擬籌資本参酎日本章程、在滬創設儲蓄銀行、以利工業而開風気、懇請批準立案事」12)とする公文を呈上した。その認可を受けると、光緒32年(1906年)に、信成銀行は上海の北市支店を開業し、営業を試行した。同年、南市で三階建ての洋式銀行が落成した後、銀行業務を正式的に始めた。周廷弼は最初貯蓄銀行を開設するつもりであったが、当時の中国で専門的な貯蓄銀行を開設する条件はまだ未成熟であり、商業兼貯蓄の銀行を開設する必要があると判定した。そのため信成銀行の名前は信成貯蓄銀行から信成商業貯蓄銀行と改称された。

信成銀行は上海初の純粋な民営銀行であり、開口一番"一元で"と口座が開ける銀行となった。それ

<sup>8)</sup> 許斌、「信成銀行公牘章程規条」、『銀行博物』、上海市銀行博物館、2004年、第四輯。

<sup>9)</sup> 王允庭、「浅析上海信成銀行紙鈔版式」、『銭幣博覧』」、2011年、第2期。

<sup>10)</sup> 史思、「上海信成銀行和沈縵雲」、『上海金融』、1990年、第9期。

<sup>11)</sup> 許斌、「信成銀行公牘章程規条」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

<sup>12)</sup> 同11。

は「本銀行兼瓣之儲蓄銀行、系方弁小本経済及凡農工商食力之夫、積存零星款項而設」<sup>13)</sup> という原則により、一元でも構わずに社会資本を集めたのである。その銀行の章程には「凡有洋銀満一元以上、無論多寡、無論士農工商、男女老少、均可存儲生息、確実可靠、永保無虞」<sup>14)</sup> と記載され、銀行は富豪者に奉仕するだけではなく、普通の民衆にも使えるようになった。<sup>15)</sup> 信成銀行は独特な奉仕理念と社会奉仕の措置によって、市場を勝ち取り、業務が盛んとなり、定期預金量も上昇した。

その情勢により、光緒33年(1907年)に信成銀行は紙幣の発行を始めた。周廷弼は中国の未熟な印刷技術が不安であるとして、日本の印刷技術を選んだ。当時の日本の大蔵省印刷局長得能通昌に連絡し相談した。発行された紙幣の複製を防ぐために、紙幣の表面に君主とか、偉人とかなどの写真を増やして印刷することを決めた。順調に紙幣を発行するために、彼は直接の上司商務部尚書貝子載振に紙幣の表面に載振の画像を印刷することを提案した。 載振は「査中国商務疲滞有年、提倡維持責無旁貸、所請亦応照准」<sup>16)</sup> と周廷弼の請求に同意した。

光緒33年(1907年)信成銀行は横式銀元票を発行した。商務部の許可を受け、「奉商部批准有発行鈔票之特権、印造百元、五十元、十元、五元、一元五種鈔票、通行市廛」<sup>17)</sup> と、紙幣発行の特権を得た。当時、中国の印刷技術がまだ未熟であったため、周廷弼は紙幣の印刷制作を日本印刷局に依頼した。<sup>18)</sup> その発行された銀元票は地域により、上海通用銀元票、北京通用銀元票と天津通用銀元票の三種類に分かれていた。地名を除き、形、用紙、票幅、設計、図案、底紋、色彩などは完全に同じになっている。用途により、この銀元票は経理印章と番号を付けている流通票及び経理印章と番号を付けていない非流通票の二種類である。

ここで額面 "壹元"、"伍元"、"拾元"の上海通用銀元票を例にして説明する。この銀元票は紙幣額面の花紋を表面の枠に飾られ、四角に蝶々状の花冠が設計され、上部に二つの龍が一つの玉を挟み、対面する図案であり、下端に篆書による "華商上海信成銀行"となる銀行名がある。その行名の下部は中央に縦書きの金額が両側に発行時間と説明などが書かれ、その内容は右から左まで「大清光緒三十三年正月穀旦」、「憑票即付」、「上海通用銀元」、「祗認票不認人」、「執此為照」、「中国信成銀行洋票永遠通用」等とある。その表面には左側が三階建ての本店で、右側が載振の肖像画であり、肖像画の下に「大清国商部尚書固山貝子銜鎮国将軍载公振」と付けられ、一番下に周廷弼と沈懋昭の印章が押印されている。その裏面は枠に二つの龍が一つの玉を挟む図案を重ねて色刷りされ、中国語と英語の行名、地名及び黒字番号と周廷弼の英語署名等の内容が印刷されている(右頁図版参照)。

<sup>13)</sup> 呉旦敏、「华商上海信成银行纸币」、『钱币博览』、2009、第3期。

<sup>14)</sup> 許斌、「信成儲蓄銀行存款章程」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

<sup>15)</sup> 王志莘、『中国之儲蓄銀行史』、文海出版社有限公司、1988年、第18、19页。

<sup>16)</sup> 同11。

<sup>17)</sup> 許斌、「上海信成銀行章程」第16節、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

<sup>18)</sup> 許斌、「信成銀行公牘章程規条」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。



19

#### 三、上海信成銀行における日本製紙幣導入の過程

それでは上海信成銀行はどのように、日本政府の大蔵省印刷局へ紙幣の印刷制作を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。

光緒33年(1907年) 4月21日に清政府の在日大使楊枢は日本印刷局局長山中亮政に電報を送った。その内容は次のように見られる。

敬啟者前以上海華商信成銀行、擬託貴局製造銀票、曾經敝處與貴局商辦茲已定議、應行訂立合同、當由敝署參贊官盧永銘簽名印、所有一切事項均與本大臣經辦相同、為此怖達即希貴局長查照為荷、順恭時祉<sup>20</sup>

出使大臣楊樞

印刷局長山中亮政殿

光緒三十三年四月二十一日

上記のように、楊枢は上海華商信成銀行(以降は上海信成銀行と省略)が日本印刷局に紙幣を印刷制 作する依頼した件に関することを山中亮政に電報を送った。参事官盧永銘は責任者として、双方の契約 の相談、重要な書類の署名部分などの具体的な事情を担当している。

<sup>19)</sup> 陸世百、『百草集』、亜州銭幣学会出版社、1999年、第688頁。

<sup>20)</sup> アジア歴史資料センター、国立公文書館、A04010119500、画像5。

山中亮政はその紙幣の印刷制作の依頼のことを知り、直ちに当時の日本内閣総理大臣に書簡を送った。 内容は「上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」であり、以下のようにある。

上海華商信成銀行壱元銀票四萬枚、同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票参萬枚、製造方依頼有之候 二付、別紙之通、清国公使館参賛官盧永銘ト契約書取換ノ上、製造致度、此段相伺候也<sup>21)</sup>

印刷局長山中政亮

内閣総理大臣

明治四十年六月五日

上海信成銀行が日本印刷局に"壹元"四万枚、"伍元"九万二千枚、"拾元"三万枚の銀元票の印刷制作を依頼した。その件について、明治40年(光緒33年、1907年)6月5日に山中亮政は内閣総理大臣に書簡で報告した。この日中双方の契約書を結んだのは清政府の参事官盧永銘が全権としてであった。

契約を結んだ上海信成銀行と日本印刷局は明治40年(光緒33年、1907年)6月13日に正式的に契約書を作成した。その契約案文は以下のようにみられる。

大清帝国公使館参賛官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長山中 政売トノ間ニ於ケ、上海華商信成銀行壱元銀票四萬枚、同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票参萬枚 ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス:

- 第一條 参賛官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼二代リ、上海華商信成銀行壱元銀票四萬枚、 同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票参萬枚ノ製造ヲ、印刷局長山中政亮ニ依頼セリ
- 第二條 印刷局ニ於テ、製造シタル壱元伍元拾元銀票ノ下圖ニ、参賛官盧永銘ノ調印シタルモノヲ 以テ、製造ノ定準トシ、用紙ハ、三種共華商信成銀行ノ六字ヲ漉込ミ、紙質及厚サハ、曾 テ印刷局ニ於テ、製造シタル湖北官銭局壱千文銭票用紙ニ倣フ、但壱元及拾元銀票裏面ノ 文字ハ、金額文字ヲ除ク外伍元銀票ニ同シ
- 第三條 印刷局長ハ第二條ノ下圖ニ依リ、其色彩ヲ選定シ、文字ト共に之ヲ試刷シ、参賛官盧永銘 ニ示シ、其校正ヲ受ケタルモノヲ確実ナルモノトス
- 第四條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壱元銀票四萬枚、伍元銀票九萬貳千枚、拾元銀票参萬枚ヲ製造 シ、製造済ノ上、之ヲ参賛官盧永銘ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スヘシ
- 第五條 壱元銀票四萬枚ノ製造代價ハ日本金貨貳千六百圓、即チ壱枚二付金六銭五厘、伍元銀票九 萬貳千枚ノ製造代價ハ日本金貨六千四百四拾圓、即チ壱枚二付金七銭、拾元銀票参萬枚ノ 製造代價ハ日本金貨参千圓即チ壱枚二付金拾銭ト定ム、但本文ノ代價ハ印刷局長ニ支拂フ 分ノミニシテ、荷造及逓送費ハ包含セス
- 第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、伍元銀票ハ明治四十年十一月一日ヨリ十二月二十八日、壱元銀 票ハ、明治四十一年一月十日ヨリ二月二十八日、拾元銀票ハ同年五月十五日ヨリ六月三十

<sup>21)</sup> 国立公文書館、A04010119500、画像1-2。

日迄二、悉皆引渡ヲ了スヘシ、但至急ヲ要スル、日本帝国政府ノ製品輻輳セシ場合、又ハ 天災其他避ケヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

- 第七條 参賛官盧永銘ハ、印刷局長ヨリ銀票引渡期日ノ通知ヲ受ケタルトキハ、七日以内ニ、自己 ノ記名調印セル、受取証書ト引換ニ、現品ヲ引取ルヘシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、 若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、周廷弼ニ於テ、發見シ印刷 局長ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九條 参賛官盧永銘ハ、銀票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該當スル製造代價ノ請求アリタルトキハ、 三日以内ニ、其代價ヲ印刷局長ニ支拂フスへシ
- 第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後第七條ノ手續ニ據リ引渡スヘシ
- 第十一條 参賛官盧永銘ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ印、刷局長ハ其事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキニ限リ、其申込ニ應スルコトアルヘシ
- 第十二條 印刷局長ハ、前條ノ製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル、一切ノ費用ヲ精 算シテ、参賛官盧永銘ニ賠償ヲ求メ、同参賛官ハ其請求金額ヲ三十日以内ニ、印刷局長 ニ支拂フスヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票其他製造 中ノ紙ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ、

右ノ証據トシテ、互二日本文清国各貳通二記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治四十年六月十三日即チ

大清国光緒三十三年五月初三日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル22)

上海華商信成銀行から「壹元」四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票の印刷制作の依頼があった。日本政府印刷局局長山中亮政は上海信成銀行社長周廷弼に代わり、清政府の参事官盧永銘と商談した後、契約書を1907年6月13日(光緒33年5月初3、明治40年6月13日)付で東京の印刷局において作成した。契約書は12条からなる。

第一条は、参事官盧永銘が上海信成銀行社長周廷弼に代わり、上海信成銀行から依頼された「壹元」 四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票の印刷制作を印刷局局長山中亮政に依頼すること。

第二条は、印刷局において、製造される「壹元」「伍元」「拾元」銀元票の下図に、参事官盧永銘の調印するものを以って、製造の定准とした。用紙は三種類ともに、華商信成銀行の文字を漉き込み、紙質及び厚さはかつて印刷局において、製造された湖北官銭局壹千文銭票用紙に倣い、但し「壹元」と「拾元」銀元票の裏面の文字は、金額文字を除き、他は「伍元」銀元票と同じとされた。

第三条は、印刷局長は第二条の下図に依り、その色彩を選定し、文字と共にこれを試刷し、参事官盧 永銘に示し、その校正を受け取るものを確実できるものとする。

第四条は、印刷局長は第二条に依り、「壹元」四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票を

<sup>22)</sup> 国立公文書館、A04010119500、画像 2-5。

製造し、製造済みの上、これを参事官盧永銘に東京印刷局構内において、引き渡すこと。

第五条は、「壹元」銀元票四万枚の製造代価を日本金貨で貳千六百圓、即一枚に付き金六銭五厘となり、「伍元」銀元票九万二千枚の製造代価を日本金貨で六千四百四十圓、即一枚に付き金七銭となり、「拾元」銀元票三万枚の製造代価を日本金貨で三千圓、即一枚に付き金十銭の割合と定める。但し、本契約書の代価は印刷局長に支払う分のみにして、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、「伍元」銀元票は明治40年11月1日より12月28日まで、「壹元」銀元票は明治41年11月10日より翌年2月28日まで、「拾元」銀元票は明治41年5月15日より6月30日までに、東京印刷局構内において引渡しする。但し、緊急を要する際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災そのほか避けらざる事故がある時は、引渡期日を変更する場合があること。

第七条は、参事官盧永銘は印刷局長より銀元票の引渡す期日の通知を受け、七日以内に自己の記名を 調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ること。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、その枚数の不足及び他の損傷等が発生する場合、その責任を引き受ける。しかし、印刷局内の工匠にして、私造若くは超過印刷などのあり、周廷弼が発見したら、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はこれを断ることを得ないとする。

第九条は、参事官盧永銘は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時、三日以内にその代価を印刷局長に支払うべきであること。

第十条は、銀元票の原版は製造の完結後、第七条の手続きに拠り、引渡すべきこと

第十一条は、参事官盧永銘は銀元票の製造中止を申込む時、印刷局長はその事情を止めるのを得ざる ことを認める限りにおいて、その申込みに応えること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、参事官 盧永銘に賠償を求め、同参事官はその請求された金額を30日以内に印刷局に支払うべきこと。但し、本 契約書の場合において、印刷局は銀元票の用紙及び印刷済みの銀元票、また製造中の紙張並びに製造の 原料は均しく、第七条に照し、悉く引渡すことである。以上を証拠として、相互に日中文各2通に記名 し調印されたのである。

その製造された銀元票は上海まで運ばれ、順調に市場に流通し、商人や民衆に大歓迎された。そのため、1908年9月10日(光緒34年、明治41年)上海信成銀行は日本印刷局に紙幣の印刷制作を追加した。「上海華商信成銀行銀票製造二関スル契約書案ノ件」に以下のように記載されている。

明治四十一年九月十日 上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案伺上海華商信成銀行、上海天 津北京通用壱元銀票総計三十六萬枚、同伍元銀票七萬八千枚、同拾元銀票四萬七千枚、製造方依頼 有之候ニ付、別紙之通、清国公使館參贊官盧永銘ト契約書取換ノ上、製造致旨、此段相成候也<sup>23)</sup>

上海信成銀行は日本印刷局に上海、天津や北京三種類の通用銀元票「壹元」三十六万枚、「伍元」七万八千枚、「拾元」四万七千枚の印刷制作を依頼した。その件について、参事官盧永銘は全権として日本の

<sup>23)</sup> 国立公文書館、公文 A040101154500、画像 1-2。

方面と契約した。契約書の内容は以下のようにある。

大清帝国公使館參贊官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼二代リ、大日本帝国政府印刷局長神野勝之助トノ間ニ於テ、上海華商信成銀行ノ銀票参種総計四拾八萬参千枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス:

- 第一條 参賛官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼二代リ、上海華商信成銀行上海通用壱元銀票 貳拾参萬枚、天津通用ノ分五萬枚、北京通用ノ分八萬枚、同上海通用伍元銀票参萬九千枚、 天津通用ノ分貳萬九千枚、北京通用ノ分壱萬枚、同上海通用拾元銀票壱萬七千五百枚、天 津通用ノ分貳萬五百枚、北京通用ノ分七千枚ノ製造ヲ、印刷局長神野勝之助ニ依頼セリ
- 第二條 上海通用壱元銀票、伍元銀票、拾元銀票ハ上海華商信成銀行ヨリ印刷局ニ送付シタル原版 ニ依リ、去ル明治四十年六月十三日付契約ニ基キ、製造シタル壱元銀票伍元銀票及拾元銀 票ヲ以テ、製造ノ定準トス、但天津通用壱元銀票、伍元銀票、拾元銀票及北京通用壱元銀 票、伍元銀票、拾元銀票ハ其模様彩紋色彩及用紙ハ、本文上海通用銀票ト同一ニシテ、表 裏ノ文字ノモ別紙ノ原稿ニ依ルモノトス
- 第三條 印刷局長ハ前條天津及北京通用ノ各銀票版面出来ノ上ハ、之ヲ試刷シ、參贊官ニ示シ、其 校正ヲ受ケタルモノヲ確実ナルモノトス
- 第四條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、上海天津及北京通用ノ壱元、伍元、拾元銀票総計四拾八萬参千 枚ヲ製造シ、造済ノ上、之ヲ參贊官ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スヘシ
- 第五條 上海、天津及北京通用ノ壱元銀票合計参拾六萬枚ノ製造代価ハ、日本金貨五千参百四圓、 即チ壱枚ニ付金六銭八厘、同拾元銀票合計四萬五千枚ノ製造代價ハ、日本金貨四千五拾圓 即チ壱枚ニ付金九銭ト定ム、但本文ノ代價ハ、印刷局長ニ支フ分ノモニシテ、荷造及逓送 費ハ包含セス
- 第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、明治四十二年一月十五日ヨリ三月三十一迄ニ、悉皆引渡ヲ了ス ヘシ、但至急ヲ要スル、日本帝国政府ノ製造品輻輳セシ場合又ハ天災其他避クヘカラサル 事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後に、員数ノ遇不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、 若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、周廷弼ニ於テ発見シ、印刷 局長ニ其取調ヲ請求シタアル付ハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手続ニ據リ、引渡スヘシ
- 第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタル付ハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ精算シテ、

參贊官ニ賠償ヲ求メ、同參贊官ハ、其請求金額ヲ三十日以内ニ、印刷局長ニ支拂フヘシ、 但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票、其他製造中ノ紙並ニ、製造 ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ

右之証拠トシテ互い二日本文清国文各参通二記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治四十一年九月二十二日 即チ

大清帝国光緒三十四年八月二十七日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル24)

1908年 (光緒34年、明治41年) 大清帝国公使館の参事官盧永銘は印刷局局長神野勝之助と13条の契約書により契約した。

第一条は、参賛官盧永銘は上海信成銀行社長周廷弼に代リ、上海通用「壱元」銀元票23万枚、天津通用の分が5万枚、北京通用の分が8万枚、及び上海通用の「伍元」銀元票を3万9千枚、天津通用分の2万9千枚、北京通用分の1万枚、及び上海通用の「拾元」銀元票1万7千5百枚、天津通用分の2万5百枚、北京通用分の7千枚の製造を印刷局長神野勝之助に依頼する。

第二条は、上海通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票は上海信成銀行より印刷局に送付した原版により、去る明治四十年六月十三日付契約に基き、製造した「壹元」銀元票「伍元」銀元票及「拾元」銀元票を以って、製造の定準とし、但し天津通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票及北京通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票はその模様、彩紋、色彩及用紙は、本契約書の上海通用銀票と同一にして、表裏の文字も別紙の原稿に依るものとする。

第三条は、印刷局長は前條天津及北京通用の各銀元票の版面が出来た上はそれを試刷し、参事官に示し、その校正を受け取ることを確実にできるものとする。

第四条は、印刷局長は第二條に依り、上海天津及北京通用の「壹元」、「伍元」、「拾元」銀元票総計四拾八万三千枚を製造し、造済の上、それを参事官に東京印刷局の構内において、引渡すべきとする。

第五条は、上海、天津及北京通用の「壹元」銀元票合計三拾六万枚の製造代価は、日本金貨五千三百四圓、即ち一枚に付き金六銭八厘となり、同「拾元」銀元票合計四万五千枚の製造代價は、日本金貨四千五拾圓、即ち一枚に付き金九銭と定める。但し、本契約書の代價は印刷局長に支払う分のみにして、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、明治42年1月15日より3月31日までに、悉く皆引渡すべきであること。但し、緊急を要する際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災そのほか避けらざる事故がある時は、本契約書の引渡期日を変更する場合があること。

第七条は、参事官は印刷局長より銀元票の引渡す期日の通知を受け、七日以内に自己の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ること。

<sup>24)</sup> 国立公文書館公文、A040101154500、画像1-2。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、その枚数の不足及び他の損傷等が発生する場合、その責任を引き受ける。しかし、印刷局内の工匠にして、私造若くは超過印刷などがあり、周廷弼は発見したら、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はこれを断ることを得ないとする。

第九条は、参事官は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時、三日以内にその代価を印刷局長に支払うべきこと。

第十条は、銀元票の原版は製造の完結後、第七条の手続きに拠り、引渡すべきこと。

第十一条は、参事官盧永銘は銀元票の製造中止を申込む時、印刷局長はその事情を止めるのを得ざる ことを認める限りにおいて、その申込みに応えること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、参事官 盧永銘に賠償を求め、同参事官はその請求された金額を30日以内に印刷局に支払うべきであること。但 し、本契約書の場合において、印刷局は銀元票の用紙及び印刷済みの銀元票、また製造中の紙張並びに 製造の原料は均しく、第七条に照し、悉く引渡すべきこと。

第十三条は、参事官はもし東京に不在になる場合、代理人を定め、書面を以って、直ちに印刷局長に通知し、置き製造物品及代金の授受及び本件を兼ね、一切の事項をするべきである。以上を証拠として、相互に日中文各2通に記名し調印されるものとする。

契約書通りに、1908年(光緒34年、明治41年)大清帝国公使館の参事官盧永銘は上海信成銀行社長周 廷弼に代わり、上海信成銀行から総計483,000枚の上海、天津や北京通用の三種類の銀元票の印刷制作を 印刷局局長神野勝之助に依頼した。

この三種類の地名入りの銀元票を上海まで輸送され、市場に流通した時、民衆は「壹元」上海銀元票の額面金額を勝手に「伍元」に消して書き直した不法行為があった。そのため、宣統三年(1912年)三月初三日に上海「申報」で"信成銀行一元銭票另加記識広告"<sup>25)</sup>、と新印された「壹元」銀元票の正面に丸が付きの赤字"壹"と"圓"を加印されたという広告が出て、旧紙幣を使用する人達に三月初十日から新紙幣交換するように知らせた。次の図1がその事実を示したものである。



(図1)<sup>26)</sup>

<sup>25) 『</sup>申報』、宣統三年三月初三。

<sup>26)</sup> 叶世昌、「清末上海的本国銀行」、『銭幣博覧』、2009年、第4期。



(図2)27)

この赤字付きの銀元票は信成銀行が光緒34年(1908年)に発行したものであるが、この報道から宣統三年(1912年)まで市場に流通していたということが分かる。それに、光緒33年(1907年)に発行された銀元票は民国2年(1913年)までも流通していた。その「拾元」天津銀元票は赤印鑑で正面に"大清光緒三十三"年を"中華民国貳"年に押印され、人像の上に"此票改作南京通用銀元、由南京信成銀行兌換"という内容を二列に分けて押印されていた。(図2参照)実は人像の上に印鑑を押印することは不法行為であるけど、その時すでに民国時期となったため、清国は存在せず、特に不法ではなかった。

#### おわりに

1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え財政困難となり、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は本国の工業と商業の発展に金融の奉任を提供する新式銀行の創設を発議した。光緒32年(1906年)に信成銀行は上海で設立された最初の純粋な民営銀行である。最初は信成貯蓄銀行と呼ばれ、商業銀行の業務が増加してから、信成商業貯蓄銀行と改称された。清末に紙幣の発行権を持った少数銀行の中の一つである。光緒33年(1907年)信成銀行は横式銀元票を発行したが、地域により、上海、天津、北京三種類の通用銀元票を発行し、原版は日本の印刷局により印刷制作されたものであった。上述のように、上海信成銀行は日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の印刷制作を依頼したことを明らかにした。とくに日中双方の往来書簡及び日本の外務省外交史料館に残された明治40年、41年の「上海華商信成銀行銀票製造二関スル契約書案ノ件」などの契約書の案文から、上海信成銀行は1907年に日本印刷局に、「壹元」4万枚、「伍元」9万2千枚、「拾元」3万枚の銀元票の印刷制作を依頼したが、さらに翌1908年に日本印刷局に紙幣の印刷制作を追加し、上海、天津や北京三種類の通用銀元票「壹元」36万枚、「伍元」7万8千枚、「拾元」4万7千枚の印刷制作を依頼したことを明らかにした。これらの日本で印刷制作された銀元票は上海まで輸送され、市場に流通した。その過程中に、民衆は銀元票の額面の金額を勝手に消して書き直した不法行為が見られ、"天津"

<sup>27)</sup> 同26。

銀元票は赤印鑑で正面に"南京"通用に押印されたとかの事情があったが、宣統時期、民国時期までに 順調に流通していた。

このように、上海では清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省<sup>28)</sup>、山東省<sup>29)</sup>、直隷省<sup>30)</sup> (旧時の呼称)、広東省<sup>31)</sup>、湖南省<sup>32)</sup>、広西省<sup>33)</sup> に次いで、7番目に日本製紙幣を導入したのである。その紙幣は短期間であったが中華民国時代になっても使用されていた。

<sup>28)</sup> 何娟娟、「清国湖広総督張之洞の日本製造の紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第3号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2014年9月、289-299頁。

<sup>29)</sup> 何娟娟、「清末山東巡撫袁世凱導入日本製紙幣相関、松浦章編『近代東亜海域交流: 航運·商業·人物』第8輯、博 揚文化、2015年6月、405-417頁。

<sup>30)</sup> 何娟娟、「袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入」『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第5号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2015年11月、297-308頁。

<sup>31)</sup> 何娟娟、「清末広東省における日本製紙幣の導入」(『東アジア文化交渉研究』第9号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2016年3月、505-520頁。

<sup>32)</sup> 何娟娟、「清末湖南省における日本製紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第6号、関西大学 大学院東アジア文化研究科、2016年11月、139-149頁。

<sup>33)</sup> 何娟娟、「清末広西省における日本製紙幣の導入」(『東アジア文化交渉研究』第10号、関西大学大学院東アジア文化 研究科、2017年3月、741-748頁。